

一宮市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

ガイドブック

目次

- 1.一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓
制度とは
- 2.宣誓をすることができる方
- 3.パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の流れ
- 4.宣誓時に必要な書類
- 5.宣誓後について
- 6.自治体間連携について
- 7.Q&A



1.一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

制度とは

一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、性別にとらわれないパートナーのお二人や、結婚してどちらかの氏が変わることに躊躇している事実婚のカップル、遺産相続などの問題で結婚に踏み出し�にくい方々などが、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを、宣誓する制度です。また、生計を同一にするお子様やご両親を含め、ファミリーとして、併せて宣誓することができます。

この制度は、性的マイノリティの方をはじめ、様々な事情によって悩みや生きづらさを抱えている市民の方々に寄り添い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して導入するものです。

制度の導入により、法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）は生じませんが、市民や事業者の皆様に、多様性を尊重する意識が広がるよう努め、誰一人取り残されない社会を目指していきます。

※性的マイノリティとは

「からだの性」と「こころの性」「表現する性」が異なる人、性的指向が同性または両性である人のことをいいます。

2.宣誓をすることができる方

宣誓をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

●パートナーシップの宣誓をするとき

(1) 成年に達していること

満18歳以上の方

(2) 双方が一宮市民であること、又は転入を予定していること

お二人ともが市内に住民登録をしていること。または、3ヶ月以内に市内に住民登録の予定であること。

※市内に転入予定の場合

転出証明書などの転入を予定している事実が確認できる書類を提出してください。後日、住民登録したことを確認します。

(3) 双方が現に婚姻（日本法により効力を認められる婚姻に限る。）していないこと（現に配偶者がいないこと）

戸籍謄本、戸籍抄本、独身証明書のいずれかで確認します。

外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）等を提出してください。

(4) 現に宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

すでに宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っている方や同様の制度を実施している他の自治体で、パートナーシップの宣誓・登録等を行っており、宣誓書受領証等を返還していない場合は、宣誓できません。

(5) 民法に規定する婚姻できない続柄でないこと

民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻することができない関係にある方は宣誓することができません。

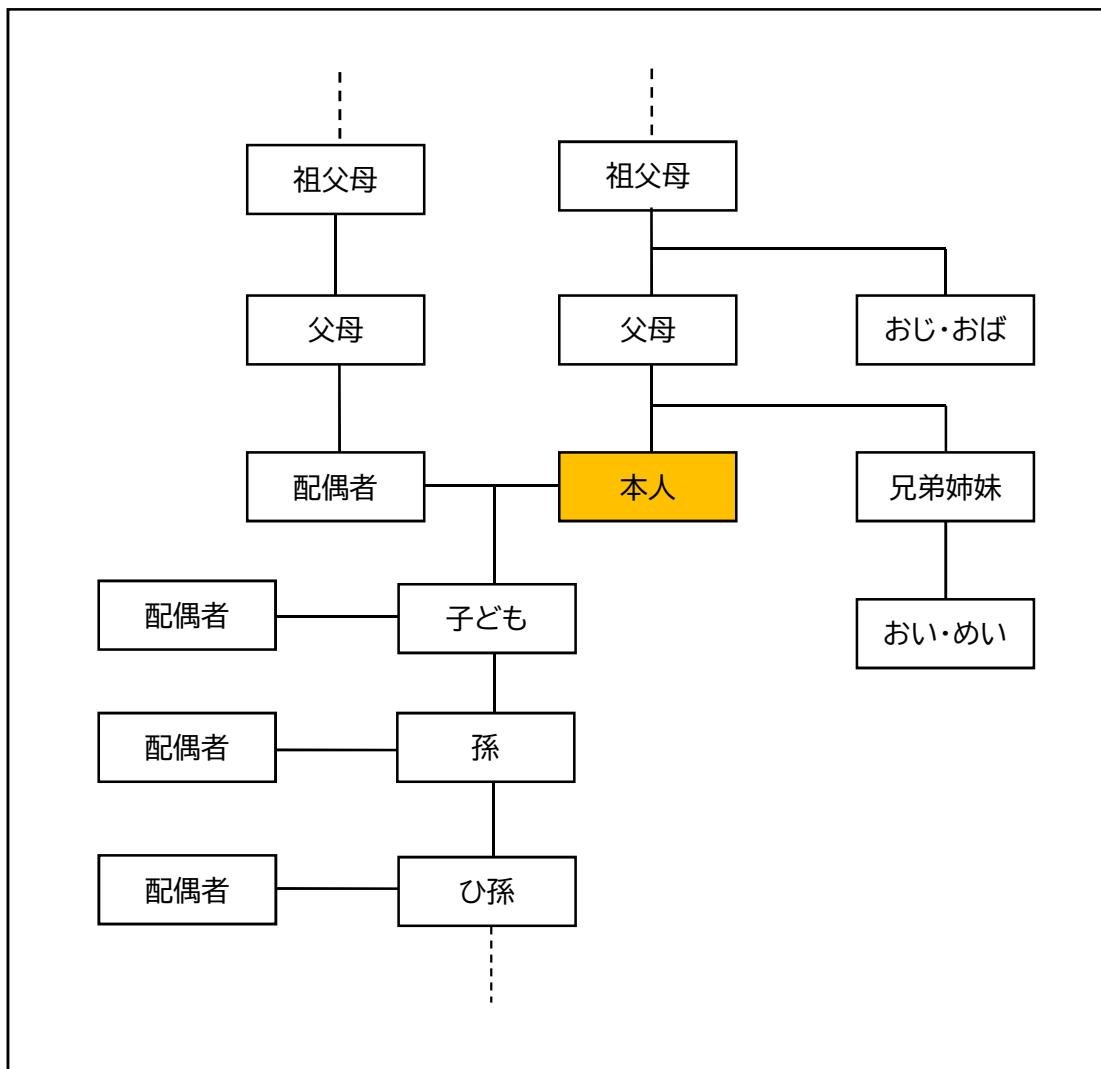
ただし、パートナーの関係にあるお二人が養子縁組をしたことによって該当する場合は、宣誓することができます。

●ファミリーシップにあることを併せて宣誓するとき

ファミリーシップの対象とする方が生計同一であること

生計を同じくするお子様（実子又は養子）やご両親などを対象とします。

パートナーシップの宣誓をすることができない範囲



3.パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の流れ

(1) 電話、メールまたは電子申請で宣誓日を予約

- ・宣誓を希望される日の3か月前から7日前（土・日・祝日、年末年始の閉庁日を除く）までに電話、メールまたは電子申請により以下の【予約連絡先】へ予約してください。
- ・宣誓日時の調整・必要書類等の確認を行います。
- ・状況等によりご希望に添えない場合があります。
- ・宣誓ができる時間帯は、8時30分から17時00分まで（土・日・祝日、年末年始の閉庁日を除く）です。

【予約連絡先】一宮市役所 総合政策部政策課

電 話：0586-28-8952

メ ー ル：seisaku@city.ichinomiya.lg.jp 電子申請：LoGo フォーム



(2) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

- ・予約した日時に必要書類（5、6ページ）をお持ちのうえ、必ずお二人で市役所政策課へお越しください。
- ・提出書類と宣誓書（継続届）裏面の確認書により要件の確認、及び提示書類により本人確認を行います。

※宣誓場所はプライバシーに配慮したスペースもご用意できますので、予約時にご相談ください。

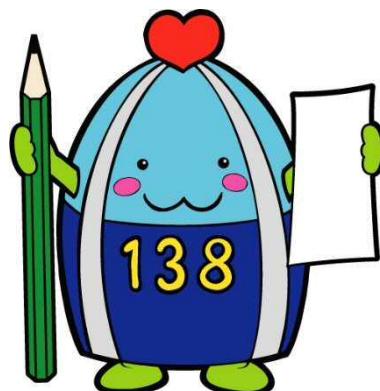
(3) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証等の交付

- ・宣誓書（継続届）の写しを添えて「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証」1部「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領カード」2部をご自宅に郵送、または市役所政策課で直接交付します。
- ・原則、宣誓書（継続届）提出後10日程度で交付しますが、内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

4. 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするには、宣誓書（継続届）のほか、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

- (1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
パートナーシップの宣誓をするお二人のもの（本籍、世帯主、続柄、住民票コード、個人番号の記載は不要）をお一人1通ずつお持ちください。同一世帯になっている場合はお二人分の記載がされたもの1通で構いません。
ただし、宣誓に関する確認書において、住民登録情報の職権での取得について同意いただいた方は、提出を省略することができます。
また、市内に転入予定の方は、転出証明書などの転入を予定している事実が確認できる書類をお持ちください。
- (2) 現に婚姻していないことを証明する書類（3か月以内に発行されたもの）
パートナーのお二人の、戸籍謄本、戸籍抄本又は独身証明書（本籍地発行）をお一人1通ずつお持ちください。
外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する独身証明書や婚姻要件具備証明書等（日本語訳添付）をお持ちください。
- (3) ファミリーシップの対象とする方との関係を証明する書類
併せてファミリーシップの宣誓をする場合は、ファミリーシップ対象者の戸籍謄本又は戸籍抄本をお持ちください。
ただし（2）現に婚姻していないことを証明する書類により確認できる場合については省略することができます。



(4) 本人確認ができる書類

下記の書類を 1 点又は 2 点お持ちください。

1 点の提示で足りるもの	2 点の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード（マイナンバーカード）・旅券（パスポート）・運転免許証・住民基本台帳カード（顔写真付き）・在留カード又は特別永住者証明書・国又は地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き） <p>※有効期間、有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内、有効期限までのものであること</p>	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳カード（顔写真なし）・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証・共済組合員証・年金手帳・国民年金、厚生年金保険の年金証書・学生証、法人が発行した身分証明書（左記に掲げるものを除く）

(5) 通称名を使用する場合に必要な書類

社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に分かる通称名が記載された書類（社員証、学生証、通称名で届いた郵便物など）を 2 種類お持ちください。



5.宣誓後について

次の場合は、申請や届出が必要です。事前予約は不要ですが、ご本人確認のうえ受付しますので、市役所政策課までお越しください。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証等の再交付
紛失や汚損等、氏名の変更、ファミリーシップ対象者に変更があった場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証等再交付申請書」に基づき、再交付します。紛失以外の場合は、宣誓書（継続届）受領証等、戸籍抄本等（記載事項の変更の場合）を添付してください。
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証等の返還
次の場合には、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証等返還届」により、宣誓書（継続届）受領証等を返還してください。
 - ① 宣誓者または届出者の意思により、パートナーシップを解消したとき
 - ② 一方又は双方が市外に転出したとき
 - ③ 婚姻又は他の者とパートナーシップを形成したとき
 - ④ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓が取り消しになったとき
- (3) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取り消し
宣誓者または届出者が虚偽その他の不正な方法により宣誓書（継続届）受領証等の交付を受けたことが判明したとき、もしくは宣誓書（継続届）受領証等を不正に使用したことが判明したときは、宣誓を取り消します。なお、取り消しとなったパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証等の交付番号を、一宮市公式ウェブサイト上等で公表します。

6.自治体間連携について

2023年10月17日からパートナーシップ・ファミリーシップ制度愛知県内自治体間連携を開始し、2024年11月1日にパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへ加入しています。

同様の制度を実施しており、一宮市と自治体間連携している自治体からの転出入時に必要な手続きを簡素化できる場合があります。

自治体間連携をしている自治体、詳細については、一宮市公式ウェブサイト (ID 1050654) でご確認ください。

7.Q&A

Q1 一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的な効力はありません。

Q2 宣誓は同性のパートナーとしかできないのですか？

A2 同性パートナーに限定した制度ではなく、宣誓の要件を満たしていれば、性的マイノリティの方のほか、事実婚の関係の方でも宣誓できます。

Q3 ファミリーシップの宣誓だけをすることはできますか？

A3 できません。ただし、パートナーシップの宣誓をしたお二人に、子どもが生まれた場合など、新たにファミリーシップの対象とすることはできます。その場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証等再交付申請書の提出が必要です。

Q4 宣誓に費用はかかりますか？

A4 宣誓や宣誓書（継続届）受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓の際に必要な戸籍抄本等の要件確認書類の交付手数料は自己負担となります。

Q5 郵送やメールでも宣誓書や継続届を提出できますか？

A5 郵便やメールでの宣誓はできません。必ずお二人でお越しいただき、意思確認をしたうえで、ご本人確認させていただきます。

Q6 代理人でも宣誓できますか？

A6 代理人での宣誓はできません。必ず宣誓するお二人でお越しください。ただし、病気等の事情のため、お二人で来庁することができない場合は、ご相談ください。

Q7 宣誓書や継続届の記入は代筆でもよいですか？

A7 文字を書くことが困難な場合には、ご本人様の意思確認ができれば、代筆でも可能です。その場合、代筆者の方も宣誓書（継続届）への署名をお願いします。

Q8 同居していないと宣誓できませんか？

A8 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q9 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A9 民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、宣誓者同士が養子縁組をしていても宣誓することができます。

Q10 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できませんか？

A10 日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。

Q11 3か月以内に市内へ住民登録を予定している場合は、何を持っていけばよいですか？

A11 住民票の代わりに、転出証明書、入居予定の賃貸借契約書、売買契約書などをお持ちください。また、宣誓の日から3か月以内に、住民票の写し等を提出してください。宣誓に関する確認書において、住民登録情報の職権での取得について同意いただいた方は、住民票の写し等の提出を省略することができます。

Q12 通称名は使用できますか？

A12 性別違和等、特別な理由により、社会生活において日常的に通称名を使用している場合は、通称名で宣誓することができます。日常的に使用していることを確認するため、通称名の社員証や学生証、通称名で届いた郵便物などをお持ちください。ただし、交付する宣誓書（継続届）受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q13 宣誓書（継続届）受領証はいつ、何部交付されますか？

A13 要件・提出書類の確認や宣誓書（継続届）受領証等の作成のため、10日程度かかります。ご希望により、郵送または窓口で直接交付します。宣誓書（継続届）受領証は1部、名刺サイズの宣誓書（継続届）受領カードは宣誓者各々が携帯できるよう2部交付します。

Q14 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証等はどこで使えますか？

A14 一宮市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的効力はありませんが、市役所の手続では、市営住宅の入居申し込みなど、家族として利用できるようになる制度やサービスがあります。手続の際に宣誓書（継続届）受領証等を提示してください。

民間のサービスにおいては、事業者によって取扱いが違いますので、各事業者に直接お問い合わせください。

Q15 自治体間連携をしている自治体から転入するのですが、手続きはどうなりますか？

A15 一宮市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の要件を満たし、引き続き制度を利用可能な場合は、転出元の自治体への返還手続きが簡略化されたり、一宮市での宣誓時に独身を証明する書類等を省略することができます。詳細は事前にご確認ください。

Q16 自治体間連携をしている自治体に転出するのですが、手続きはどうなりますか？

A16 転出先自治体の制度要件を満たし、引き続き同様の制度を利用可能な場合は、一宮市での返還手続きが簡素化され、転出先での宣誓時に独身を証明する書類等を省略することができます。詳細は事前にご確認ください。



一宮市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりが互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、多様な個性や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した2人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある2人の一方又は双方の実子、養子その他の近親者を含めた関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーである2人が、市長に対し、パートナーシップ、ファミリーシップにあることを誓うことをいう。
- (4) 届出 本市とパートナーシップ・ファミリーシップ制度(それに類する制度を含む。)に関して連携している自治体(以下「連携自治体」という。)から、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に係る受領証等(以下「連携自治体受領証等」という。)の交付を受けている者が本市に転入し、引き続きパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用するなどを市長に届け出ることをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住民登録があり、又は宣誓の日から3か月以内に市内に住民登録を予定していること。
- (3) 現に婚姻(日本法により効力を認められる婚姻に限る。)していないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻することができないとされている関係にないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。
- (6) ファミリーシップの対象とする者がいる場合は、その者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、自ら記入したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1。以下「宣誓書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、宣誓をしようとする者が自ら記入できない事情があるときは、他の者に代筆させることができる。

2 前項に規定する宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書。ただし、3か月以内に市内に住民

- 登録を予定している者にあっては、その事実が確認できる書類（いずれも宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 双方が現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 宣誓をしようとする者とファミリーシップの対象とする者との関係を証明する書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）
 - (2) 旅券（パスポート）
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの、その他市長が適当と認めるもの
- 4 住所要件を確認するための住民登録情報の取得について、市が職権で取得することについて、本人が宣誓書において同意した場合には、第2項第1号の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を省略することができる。
- 5 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について、事前に政策課と調整するものとする。

（届出の方法）

- 第4条の2** 届出をしようとする者は、自ら記入したパートナーシップ・ファミリーシップ継続届（様式第6。以下「継続届」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、継続届を提出しようとする者が自ら記入できない事情があるときは、他の者に代筆させることができる。
- 2 前項に規定する継続届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書。ただし、3か月以内に市内に住民登録を予定している者にあっては、その事実が確認できる書類（いずれも宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 連携自治体受領証等
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前条第3項から第5項までの規定は、継続届を提出する場合について準用する。この場合において、前条第3項及び第5項中「宣誓」とあるのは「届出」と、同条第4項中「宣誓書」とあるのは「継続届」と読み替えるものとする。
- （通称名の使用）
- 第5条** 宣誓又は届出をしようとする者は、宣誓書又は継続届において、氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。）を使用することができる。
- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、当該通称名を使用していることが確

認できる書類を、宣誓又は届出をするときに提示しなければならない。

(宣誓書（継続届）受領証等の交付)

第6条 市長は、宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）又は届出をした者（以下「届出者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓者又は届出者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証（**様式第2**）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領カード（**様式第3**）（以下「宣誓書（継続届）受領証等」と総称する。）を交付するものとする。

2 前条第1項の規定により宣誓書又は継続届に通称名を記載したときは、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を宣誓書（継続届）受領証等に記載する。

(宣誓書（継続届）受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により宣誓書（継続届）受領証等の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等の事情により当該宣誓書（継続届）受領証等の再交付を受けようとするときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証等再交付申請書（**様式第4**。以下「再交付申請書」という。）を提出するものとする。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、宣誓又は届出のために提出された書類（以下「書類等」という。）が保存されている場合に限り宣誓書（継続届）受領証等の再交付をするものとする。

(宣誓書（継続届）受領証等の変更)

第8条 宣誓書（継続届）受領証等の交付を受けた者は、改姓、改名、ファミリーシップ対象者の変更等により宣誓書（継続届）受領証等の記載事項に変更が生じたときは、再交付申請書に宣誓書（継続届）受領証等及び次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 戸籍上の改姓又は改名の場合は、戸籍抄本（届け出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 新たにファミリーシップの対象とする者を追加する場合は、その者との関係を証明する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(宣誓書（継続届）受領証等の返還)

第9条 宣誓書（継続届）受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証等返還届（**様式第5**）を市長に提出し、宣誓書（継続届）受領証等を返還しなければならない。

(1) 宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき。

(2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

(連携自治体の長を経由する返還)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、本市から連携自治体へ転出し、転入先の連携自治体のパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に係る制度を利用する者は、当該連携自治

体が定めるところにより、当該連携自治体の長を経由して受領証等を返還することができる。この場合において、当該手続きにより、前条の規定によるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証等返還届が提出されたものとみなす。

（宣誓の取り消し）

第10条 市長は、宣誓者又は届出者が虚偽その他の不正な方法により宣誓書（継続届）受領証等の交付を受けたことが判明したとき、もしくは宣誓者又は届出者が宣誓書受領証（継続届）等を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓を取り消すものとする。

- 2 前項の場合には、宣誓者又は届出者は、宣誓書（継続届）受領証等を返還しなければならない。
- 3 市長は、第1項の場合には、特段の事情がある場合を除き、当該宣誓に係る宣誓書（継続届）受領証等の交付番号（パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（継続届）受領証ごとに付された番号をいう。）を公表する。

（書類等の保存期間）

第11条 市長は、書類等を30年間保存する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

